

附属機関及び懇談会等の 取扱いに関する手引

令和2年4月改定
生駒市

目 次

1	附属機関及び懇談会等について	
(1)	附属機関とは	1
(2)	懇談会等とは	1
2	附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針等について	
(1)	附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針等について	1
(2)	指針等の適用対象	2
3	附属機関の設置及び懇談会等の開催について	
(1)	附属機関の設置及び懇談会等の開催の必要性の検討	2
(2)	附属機関と懇談会等の相違点	2
(3)	附属機関の設置及び懇談会等の開催の手続	4
(4)	附属機関の設置後又は懇談会等の開催後の市民への情報提供	6
4	附属機関の委員及び懇談会等の参加者について	
(1)	委員及び参加者の構成について	7
(2)	委員及び参加者の要件等について	7
(3)	重複選任（参加）の禁止について	8
(4)	委員の選任及び参加者への参加依頼に関する手続	9
(5)	委員の解任及び参加者の参加中止に関する手続	9
5	附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募について	
(1)	公募の原則について	10
(2)	公募方法等について	10
(3)	公募市民等無作為抽出型登録制度について	10
(4)	審議会等ごとの個別の公募方法について	11
(5)	「生駒市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく警察への照会	12
6	附属機関及び懇談会等の会議について	
(1)	会議公開の原則	13
(2)	会議開催前に当たっての情報提供	13
(3)	会議開催当日の手続について	14
(4)	会議開催後の会議内容等の情報提供	14
7	プロポーザル審査委員会について	
(1)	プロポーザル審査委員会条例に基づく審査委員会の設置手続	15
(2)	プロポーザル審査委員会の運営について	16
8	附属機関の委員報酬及び懇談会等の参加者謝礼について	
(1)	附属機関の委員報酬について	16
(2)	附属機関の委員への費用弁償について	17
(3)	懇談会等の参加者謝礼について	17
(4)	懇談会等の参加者への旅費の支給について	17
9	附属機関及び懇談会等の廃止について	

(1) 附属機関の廃止について	18
(2) 懇談会等の廃止について	18
(3) 附属機関又は懇談会等の廃止後の市民への情報提供	18

【参考資料】

◆附属機関の設置条例（案）（参考例）	21
◆プロポーザル審査委員会設置要綱（参考例）	23
◆懇談会等の開催要綱（参考例）	25
◆附属機関の委員及び懇談会等の参加者の重複選任（参加）理由書	26
◆懇談会等への参加依頼通知（参考例）	27
◆公募市民等無作為抽出型登録制度の流れ	28
◆公募市民等無作為抽出型登録制度による名簿登録者情報提供依頼	29
◆生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱	30
◆附属機関及び懇談会等の区分設定表	33
◆附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針	34
◆附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準	39
◆附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準	42
◆附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準	45
◆生駒市の特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する基準	47

この手引は、本市が設置する附属機関及び開催する懇談会等の取扱いに関して、平成24年10月に施行した『附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針』に基づき、標準的な事務処理方法等を示すものです。

1 附属機関及び懇談会等について

(1) 附属機関とは

附属機関とは、地方自治法第138条の4第3項において規定されている機関であり、執行機関の行政執行のため、又は行政執行に伴い必要な調停、審査、諮問又は調査等を行うことを職務とする当該地方公共団体の職員以外の者を構成員に含む合議制の機関であり、その名称は問わないものとされています。

【地方自治法第138の4第3項】

普通地方公共団体は法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

(2) 懇談会等とは

懇談会等とは、行政運営上の参考とするため、開催要綱等の内部規程で定めることにより、執行機関が、職員以外の学識経験者、団体代表、公募市民等の参集を求め、個別の意見聴取を行う会合であって、同一の者に複数回、継続して参集を求めることを予定しているものです。懇談会等については、次のようなものが該当します。

① 懇談会

職員以外の学識経験者、団体代表、公募市民等の意見を聴取する場として開催する会合

② 連絡調整会議

特定の施策や運営に当たり、事業実施を直接担う者・一定の専門性を有し事業に関わる者・関係の深い協力者などとの情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認などを行うため、当該事業を実施する当事者間の調整の場として開催する会合

2 附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針等について

(1) 附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針等について

本市では、附属機関及び懇談会等の統一的、効率的な運営を図ることを目的として、附属機関及び懇談会等の取扱いに関して、『附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針』（以下、指針といいます。）を定めています。

また、指針を踏まえ、『附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する

基準』、『附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準』、『附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼に関する基準』をそれぞれ定め、附属機関及び懇談会等の公平で透明性の高い運営を確保しています。指針及び基準の詳細な内容については、次の「3 附属機関の設置及び懇談会等の開催について」以降に記述がありますので、参照してください。

(2) 指針等の適用対象

指針等は、原則としてすべての附属機関及び懇談会等に適用されますが、次に掲げるものについては、適用対象外としていますので、注意してください。

① 庁内組織

市の複数の部署に関わる課題等についての連絡調整又は協議を行うために市職員のみで構成する組織

② 協議会、実行委員会等

関係団体間の連絡調整を行うため、また、一時的に事業を共同で実施するために、本市を含めた複数の団体等が共同して設置する組織（協議会、実行委員会等においては、本市も参加団体の一つという位置付けになります。）

③ プロポーザル審査委員会条例に基づく審査委員会

プロポーザル方式による企画提案書等を審査・評価する外部の者を構成員とする審査委員会（審査委員会に関する詳細は、P.15を参照してください。）

3 附属機関の設置及び懇談会等の開催について

(1) 附属機関の設置及び懇談会等の開催の必要性の検討

広範にわたる行政需要に対して専門的な知識・技術の導入を図り、合理的に対応するため、かつ、公正で透明性の高い行政運営の観点から市民の意思を反映させるため、市では数多くの附属機関及び懇談会等を活用していますが、新たに附属機関の設置又は懇談会等の開催を検討する際は、下記の方法による目的達成の可否を十分検討してください。

① 外部の者が委員（懇談会等の場合は、参加者という。以下同じ。）等の構成員に加わることなく、職員のみによる内部組織により目的が達成できるものではないか。

② 専門的な知識・技術が必要な場合であっても、意見を聴取する機会を既存の附属機関又は懇談会等で必要に応じて設けることにより目的を達成できるものではないか。

(2) 附属機関と懇談会等の相違点

附属機関と懇談会等については、専門的な知識・技術の導入や行政運営への市民の意思の反映など基本的な目的は同じですが、その役割や会議の運営等において、下記の表のとおり大きく異なります。

外部の者を含み、調停、審査、諮問又は調査等を行う合議制の機関は、すべて附属機関に位置付けられるものとなりますので、注意してください。

	附属機関	懇談会等
根拠	法律又は条例	開催要綱等の市の内部規程
役割	行政執行の前提となる調停、審査、審議又は調査	各参加者からの個別の意見聴取、意見交換又は情報共有等
定数及び定足数	有り	無し
会議の運営	各委員の意見等を集約し、合議体として意思決定し、表明する。	合議体としての意思決定、意見集約を行うことなく、意見の聴取結果を市として取りまとめる。
委嘱行為	有り	無し（参加依頼）
身分	非常勤の特別職	なし
支払区分	報酬として支給	報償費（謝礼）として支給
費用弁償	近畿圏外等であれば支給可	不可（報償費として、謝礼に旅費相当額を上乗せして支給する場合は可）

また、懇談会等を開催する場合は、開催要綱等を定めることとなりますが、合議体としての組織であるとの誤解を招くことのないよう次の点において、十分注意してください。

① 開催の根拠

懇談会等は、要綱等の内部規程を根拠としますが、要綱をはじめ、懇談会等に関するいかなる文書においても、「設置要綱」、「～を設置する」等の表現を用いないこと。

② 名称

個々の懇談会等の名称は、審議会、審査会、調査会その他附属機関と誤認されるような名称は使用しないこと。懇談会のほか、懇話会、～会議、委員会といった名称を使用することは許容されますが、会議の運営において合議体としての運用がなされることのないよう注意してください。

③ 位置付け等

審議する、（諮問に応じて）答申する、審査する、調査する、など附属機関との誤解を招く所掌事項、設置目的等を設定しないこと。

④ 定数

定数を定めることは、組織（合議体）との誤解を与えるおそれがあることから、できる限り参加者の定数（～人以内で組織する等）は定めないこと。

⑤ 参加の依頼

懇談会等の参加者には、辞令書、委嘱状等の公務員としての発令行為と誤認されるおそれがある書面は交付せず、依頼文書で対応してください。

⑥ 運営方法

- 懇談会等の会合への参集は、その都度執行機関が呼びかけることとし、会合の進行は、原則として執行機関が行います。ただし、組織の代表者等としての立場ではなく、単に会合の進行等を担う役割として、参加者に座長等を依頼することは可能です。
- 定足数や多数決などの採決の方法・要件を定めることは、組織（合議体）との誤解を招くことから、定めないこと。
- 会議ごとに案件を設定することは、可能ですが、可決・否決、承認、決定等の組織としての意思決定と捉えられることは行わないこと。

⑦ 意見の取りまとめ

答申、建議、具申、意見、提言など組織としての意思の表明は行わないこととし、参加者から聴取した意見、意見の傾向・方向性、開催の経緯等については、執行機関が必要に応じて取りまとめてください。

⑧ 開催期間

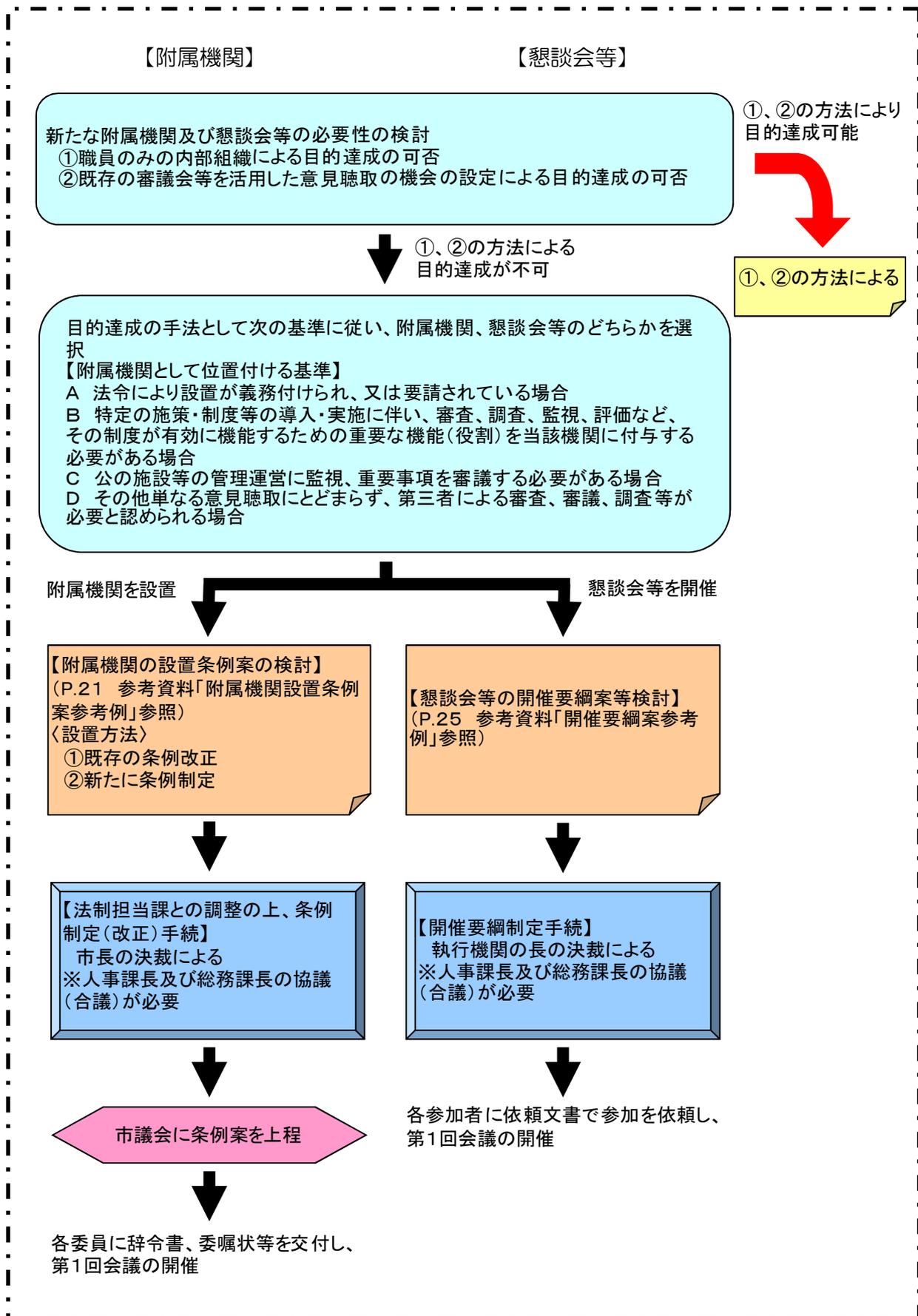
懇談会等の開催期間については、原則として、終期を明確に設定してください。

(3) 附属機関の設置及び懇談会等の開催の手続

附属機関の設置及び懇談会等の開催に当たっては、下記のフローチャートに従い、事務手続を進めてください。（プロポーザル審査委員会条例に基づく審査委員会の設置手続については、P.15参照）

また、設置及び開催に当たっては、人事課長及び総務課長の協議（合議）が必要となります。

【附属機関の設置及び懇談会等の開催のフローチャート】



(4) 附属機関の設置後又は懇談会等の開催後の市民への情報提供

① 附属機関及び懇談会等に関するホームページについて

本市では、附属機関及び懇談会等について、透明性の高い会議運営を図ることを目的として、「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」を定め、市民への積極的な情報提供を進めており、市ホームページに附属機関及び懇談会等のページを設置し、審議会等の一覧や会議の開催予定、会議資料、会議録等を公表しています。

新たに附属機関を設置又は懇談会等を開催した際は、当該附属機関又は懇談会等のページを作成し、ページのURLを総務課法制係まで連絡してください。ページ作成の連絡を受け、総務課法制係において、当該附属機関又は懇談会等を審議会等の一覧に掲載します。



② ホームページの掲載内容について

①での附属機関又は懇談会等のホームページにおける掲載内容は、名称や設置（開催）年月日、目的等の基本的事項を掲載するとともに、会議資料や会議録を掲載してください。会議開催後の会議内容等の情報提供についての詳細は、P.14を参照してください。

【ホームページの掲載イメージ】

生駒市〇〇〇〇委員会のページ

生駒市〇〇〇〇委員会

「生駒市〇〇〇〇委員会」は、〇〇〇〇を推進するに当たり、広く市民の意見を求め、市政に反映するため、開催しています。

概要

- ・ 附属機関名称
生駒市〇〇〇〇委員会
- ・ 設置年月日
20××年●●月△△日
- ・ 設置根拠法令等
生駒市〇〇〇〇委員会条例
- ・ 設置目的
〇〇〇〇を推進するに当たり、市民の意見を市政に反映するために、意見又は助言を求める。
- ・ 委員定数
▲▲人
- ・ 現在委員数
▲▲人

添付ファイル

[生駒市〇〇〇〇委員会条例（ファイル名：●●.pdf サイズ：●●KB）](#)

[委員名簿（ファイル名：●●.pdf サイズ：●●KB）](#)

4 附属機関の委員及び懇談会等の参加者について

(1) 委員及び参加者の構成について

附属機関の定数については、指針において、「附属機関の設置に係る留意事項」として、法令等の規定がある場合を除き、委員数は『15人以内』とすることが定められています。

また、自治基本条例第39条においては、『市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等に配慮する』ことが明記されているこ

とから、委員構成については、設置目的や所掌事項等を踏まえ、これらに十分配慮した上で、選任してください。

なお、懇談会等についても、指針第10条において、上記の趣旨に従うよう明記されていますので、附属機関と同様、配慮した上で参加依頼を行ってください。

(2) 委員及び参加者の要件等について

附属機関及び懇談会等は、専門知識の導入や意見等を市政に反映するために設置又は開催するものであることから、原則として以下の点に留意し、委員を選任又は参加者へ参加依頼してください。

① 第三者の立場としての中立性の保持

附属機関及び懇談会等は、行政運営に関して第三者の立場として幅広い意見を求める場であり、中立性や公平性を確保する必要があることから、法律による定めがある場合や市民団体等の代表又は市民公募として選任又は参加依頼する場合などを除き、次に該当する者への選任又は参加依頼をしないこと。

- ┌ ア 市議会議員
- └ イ 市職員（非常勤の特別職を除く。）

② 重複選任（参加）の禁止

同一人が複数の附属機関及び懇談会等に重複して選任又は参加することは、意見が偏重する可能性があり、附属機関及び懇談会等においては、多種多様な意見を求め、公正で公平な会議運営を図る必要があることから、附属機関及び懇談会等でそれぞれ3以上の委員又は参加者に重複して選任又は参加依頼しないこと。

（重複の参考例）

附属機関 2 機関 + 懇談会等 2 会議 → OK(それぞれで2つずつ)

附属機関 3 機関 + 懇談会等 0 会議 → NG(附属機関で3以上)

③ 若年層の積極的な登用

委員及び参加者の年齢構成については、会議が平日の昼間に開催されることが多いなどの理由から、勤労世代等の若年層の委員及び参加者の比率が低い傾向にあるが、今後も幅広い世代からの意見等を行政運営に反映していく必要があることから、若年層の積極的な登用を進めること。

(3) 重複選任（参加）の禁止について

重複選任（参加）の禁止については、上記②のとおり、取り扱うこととなっていますが、重複状況の事前確認を秘書課に対して行うとともに、委員又は参加者の区分ごとに次のとおり、事務処理してください。

① 学識経験者

事前確認において、重複条件を超過している場合は、選任しないこと。ただし、選任又は参加しようとする者の特定分野に関する深い知識、経験等を必要とし、他に適当な人材が得られないと判断する場合は、例外的に選任する旨の

理由書（P.26 参考資料参照）を秘書課長に提出すること。

② 公募による委員（参加者）

現に重複条件を超過している場合は、応募の状況等にかかわらず、選任又は参加依頼しないこと。

③ 団体代表

市民団体等から委員又は参加者を求める場合にあっては、事前に当該団体等の構成員の選任（参加）状況を必ず確認し、重複条件を超過している者があるときは、市民団体等への推薦依頼の際に、その者以外の推薦を求めること。ただし、附属機関又は懇談会等の目的、当該団体の人員構成等の状況により、他に適当な人材が得られないと判断する場合は、例外的に選任（参加依頼）する旨の理由書を秘書課長に提出すること。

また、各種団体等の事務局や連絡窓口の役割を担っている所属においては、団体構成員の選任（参加）状況を把握し、担当部署との連絡調整、情報提供等を行うこと。

(4) 委員の選任及び参加者への参加依頼に関する手続

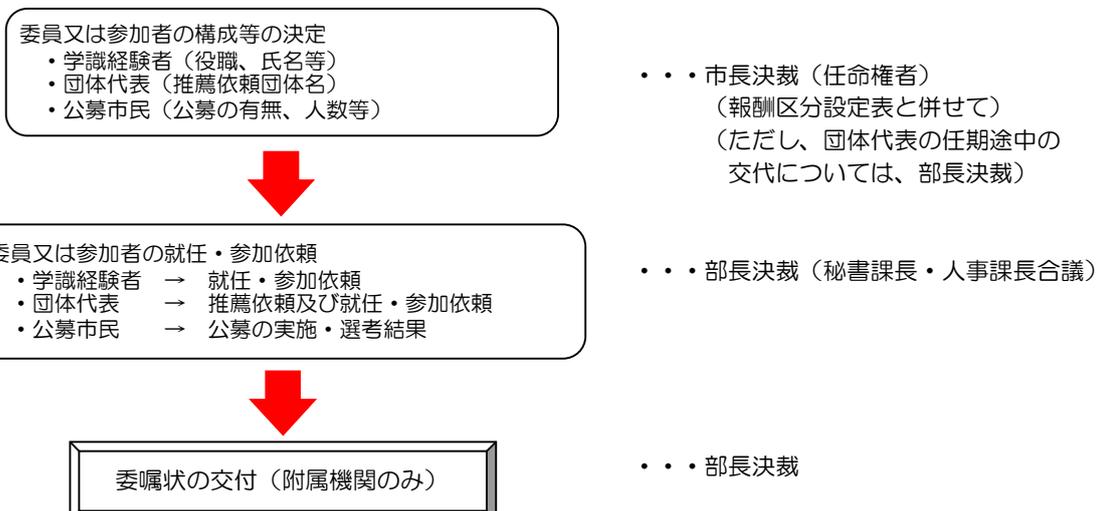
附属機関の委員及び懇談会等の参加者の選任に当たっては、委員又は参加者の構成等（学識経験者、推薦依頼団体先及び公募の有無等）について、「附属機関及び懇談会等の区分設定表」（P.16 参照）と併せて、市長（任命権者）の決裁を受けてください。市長決裁後、区分設定表をグループウェアのメールで総務課法制係に提出してください。

ただし、推薦依頼団体の役員交代等に伴う任期途中の団体代表委員の変更があった場合の報酬区分設定の決裁は、部長決裁とします。

就任依頼（参加依頼）については、秘書課長及び人事課長の協議（合議）を経て、部長決裁とし、委嘱状の交付についても、部長決裁とします。

なお、附属機関の委員への辞令書様式は「グループウェアのファイル管理→秘書課関連」に掲載されていますので、本様式を使用してください。

【委員の選任及び参加者への参加依頼に関する手続の流れ】



(5) 委員の解任及び参加者の参加中止に関する手続

委員の解任及び参加者の参加中止に関する手続は、秘書課長の協議（合議）を経て、市長（任命権者）の決裁を受けてください。

5 附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募について

(1) 公募の原則について

附属機関及び懇談会等は、市民意見の行政運営への反映を主たる目的の一つとし、市民参加の推進が当然求められることから、指針第6条第1項において、公募による委員（参加者）枠を設けることとしています。

これを踏まえ、以下の場合を除き、原則として公募による委員（参加者）を登用し、公募による比率が当該附属機関又は懇談会等の委員数（参加者数）の『20%以上』となるよう努めてください。

- ① 委員の資格が法令等により制限されている附属機関及び懇談会等
- ② 委員又は参加者に対し特に専門的な知識、技能等が要求される附属機関及び懇談会等
- ③ 行政処分、不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関
- ④ 前3号に掲げるもののほか、目的、業務内容等に照らして公募が適当でないと思われる附属機関及び懇談会等

(2) 公募方法について

公募方法については、審議会等ごとに公募委員（参加者）を募集し、小論文等で選考する方法と無作為抽出による登録制度を用いた方法の2種類により、公募委員（参加者）を選任又は参加依頼することとします。

なお、原則として、1名以上は登録制度を用いて原則選考することとし、できる限り本制度を活用することとしますが、下記の事項等、特別な理由がある場合は、定数のうち、一部又は全員について、市長の決裁を受けた上で、従来どおり審議会等ごとに公募することも可能とします。

- ・登録制度を活用した結果、参加を希望する候補者が無いとき
- ・会議の性質上、小論文や面接等での選考が必要と判断するとき
- ・地域、年齢構成、性別等について、特段考慮する必要があるとき

(3) 公募市民等無作為抽出型登録制度について

「公募市民等無作為抽出型登録制度」は、無作為で抽出した一定数の市民に事前に名簿へ登録いただき、審議会等の改選等が必要となった際やワークショップ、アンケート調査など市民から広く意見を聴くための事業を行う際に、登録された名簿をもとに、委員（参加者）への就任（参加）を依頼するものです。

① 改選時における名簿登録者情報の提供依頼

審議会等を新たに設置又は開催する際や委員（参加者）の改選となった際、

登録制度を活用し、委員（参加者）の参加を求めることとなった場合は、まず総務課法制係に名簿登録者情報の提供を依頼してください。（依頼文書は P.29 参照）

登録制度においては、事前に各公募市民等候補者に対して8つの分野から参加を希望する分野を把握していることから、当該審議会等の分野に参加を希望した公募市民等候補者の登録情報を提供します。

② 公募市民等候補者への会議の参加依頼

提供された情報をもとに、地域構成や性別等を考慮した上で、電話連絡により、公募市民等候補者に対して会議への参加を依頼してください。

参加を依頼する際は、必ず会議の目的や概要、開催回数等を事前に伝えることとしてください。

③ 参加承諾後について

会議への参加依頼の結果、公募市民等候補者が会議への参加を承諾した場合は、選任（参加依頼）手続を進めるとともに、承諾された公募市民等候補者の氏名及び任期（参加依頼期間）を総務課法制係まで連絡してください。

なお、会議への参加を承諾された候補者が定数に達した場合、提供された他の公募市民等候補者に対する連絡は不要です。

(4) 審議会等ごとの個別の公募方法について

上記(3)の登録制度を用いることなく、審議会等ごとに個別に公募を行う場合は、『附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準』に基づき、以下のとおり公募に関する必要事項が定められています。

① 応募資格

公募による委員（参加者）の応募資格は、原則として市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者、市内の学校に在学する者とします。

② 公募方法

公募方法は、少なくとも第1回会議開催の1月前までに、市広報紙及び市ホームページへの掲載や各公共施設への募集要項の配架などの方法により、市民等に周知を行ってください。なお、募集要項には、以下の事項を必ず掲載してください。

- ア 名称
- イ 活動内容
- ウ 公募する委員（参加者）の数
- エ 任期又は参加期間
- オ 会議の開催予定
- カ 応募資格及び応募するための条件
- キ 報酬又は謝礼の額

- ク 応募方法及び応募期間
- ケ 選考方法
- コ 選考結果の通知方法

③ 応募期間

応募期間は、公募実施の周知には、一定期間要するものであることから、2週間以上は設定してください。

④ 選考について

選考に当たっては、目的や業務内容等を考慮し、原則として各所管部内において選考委員会を置くこととし、小論文による選考や面接による選考など、適切な方法により選考を行ってください。

また、公平で公正な選考となるよう公募を実施するに当たっては、あらかじめ選考方法や選考基準などを示した選考要領を作成し、それに従い選考を行ってください。

⑤ 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に通知することとし、応募者から自身の評価点等の情報を求められた場合は、他の応募者の氏名等の個人情報を除き、評価一覧を情報提供するよう努めてください。

(5) 「生駒市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく警察への照会

上記(3)及び(4)の方法により、附属機関の委員及び懇談会等の参加者の選考を行った場合は、「生駒市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、選考後、警察への照会が必要となりますので、照会に関する手続をしてください。詳細は、平成24年3月30日付け各課通知を参照してください。

6 附属機関及び懇談会等の会議について

(1) 会議公開の原則

行政運営における説明責任が重要視されている近年、附属機関及び懇談会等の会議においても、意思形成過程や意見内容等を明確にし、透明性の高い会議運営が求められていることから、本市における附属機関及び懇談会等の会議については、特別な理由がある場合を除き、原則として公開することとしています。附属機関及び懇談会等の会議を開催するに当たり、各所管課においては、積極的に会議内容等の情報を提供してください。

なお、会議を非公開とする場合においても、会議録の要旨を公表するなど、公開できる部分は公表するよう努めてください。

(2) 会議開催前に当たっての情報提供

まず、会議内容等の情報提供として、会議の開催予定に関する情報を周知する必要があります。会議の開催予定日時等を周知しなければ、会議を公開したとしても、会議の傍聴が実質的に不可能となってしまいます。

会議の開催に当たっては、6ページにおいて作成した附属機関又は懇談会等のページと附属機関等の会議予定のページに次のような形で、**会議開催の7日前までに**、会議の開催予定を掲載してください。なお、会議を非公開とする場合は、その理由を必ず明記してください。

これから開催される会議

生駒市〇〇〇〇審議会（平成〇〇年度第〇回）

[生駒市〇〇〇〇審議会のページはこちら](#)

・日時

平成〇〇年●月×日（△曜日） 午前10時から

・開催場所

生駒市役所 ●階 □□□□会議室

・公開・非公開

公開

・問合せ先

××××課（内〇〇〇）

（非公開とする理由の例）

- ・「今回の審議事項に生駒市情報公開条例第7条第1号に定める個人情報（不開示情報）が含まれているため。」
- ・「生駒市●●●条例第△条の規定により、非公開とされているため。」

(3) 会議開催当日の手続について

会議を公開する場合は、会議の傍聴が可能となりますので、傍聴受付簿を作成するとともに、傍聴者に対しても会議資料を提供してください。傍聴受付簿には、会議名称及び開催年月日を記載するとともに、傍聴希望者の氏名、住所の記入欄を設けることとしますが、一覧形式ではなく個票形式にするなど、傍聴希望者のプライバシーに配慮して作成してください。

(4) 会議終了後の会議内容等の情報提供

会議公開の原則から、会議終了後、会議資料及び会議録を公表することとなりますが、会議録については、事務の効率化を図るため、**要旨を作成**することとし、逐語会議録の作成はできる限り控えてください。また、会議が非公開であっても、不開示情報を除き公開できる資料は公開することとし、会議録についても、公開できる部分を調製し、掲載するよう努めてください。

① 会議資料及び会議録の掲載

会議終了後、6ページにおいて作成したホームページ上に、**2～3週間を目途**に会議録の調製を行い、会議資料とともに掲載してください。

② 市議会への会議資料の提供

附属機関及び懇談会等の検討内容の報告に関して、平成20年7月29日付けで市議会から依頼がありました。市では、「会議公開の原則」を定めていることを踏まえ、より一層開かれた会議の運営を推進するため、附属機関及び懇談会等の会議資料等を市議会へ提供することとなっていますので、公開・非公開の別にかかわらず、すべての会議について、開催の都度、次に掲げる資料を**各2部**、市議会へ提供してください。

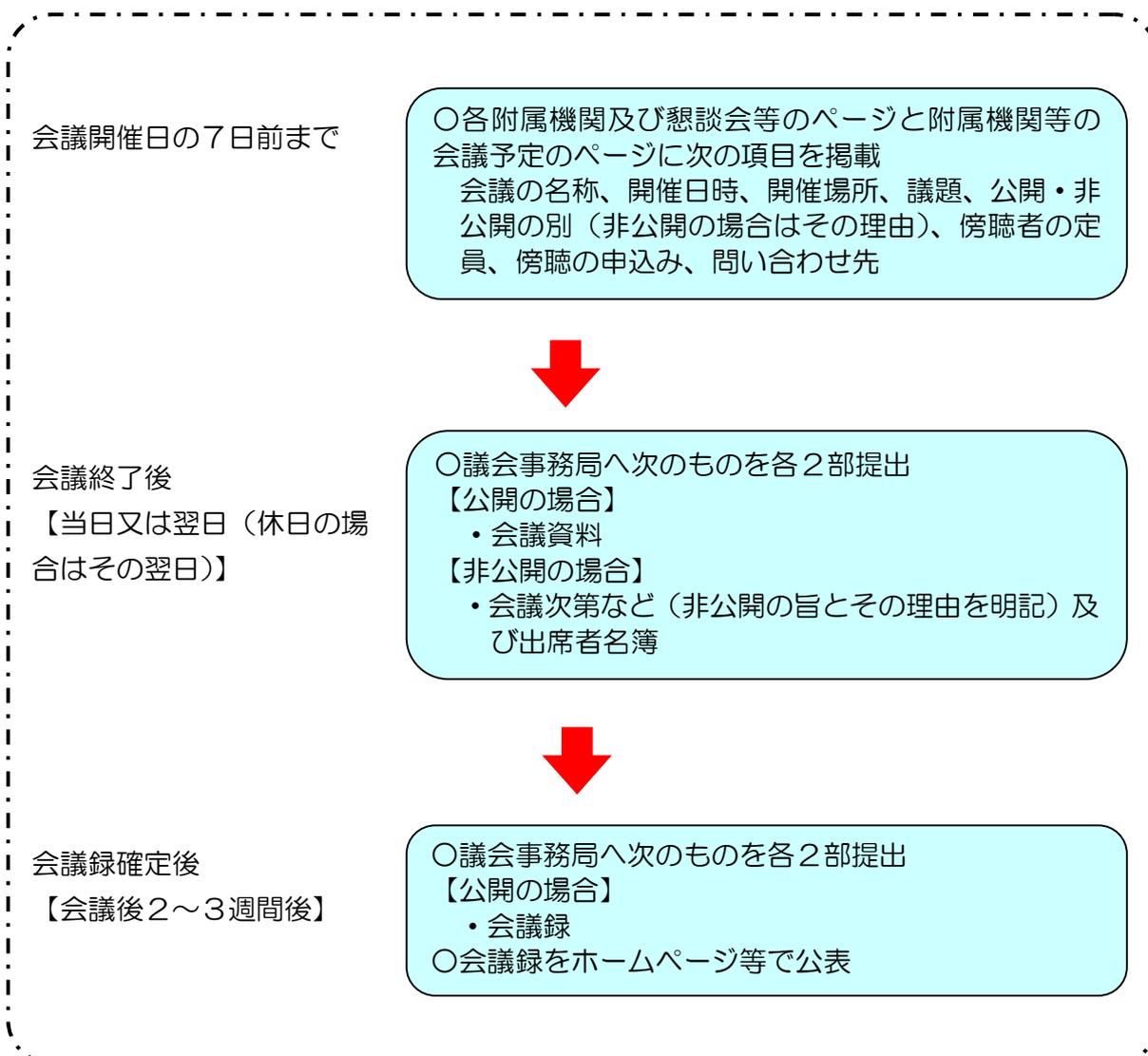
ア 会議を公開した場合

- ・ 会議終了後すぐ・・・ 会議資料（不開示情報が記載されている部分を除く）
- ・ 会議録確定後すぐ・・・ 会議録

イ 会議を非公開とした場合

- ・ 会議終了後すぐ・・・ 会議次第など会議の審議案件、議題等が記載されている資料（非公開の理由を明記してください。）

【附属機関及び懇談会等を開催する場合の標準的な事務処理の手順】



7 プロポーザル審査委員会について

(1) プロポーザル審査委員会条例に基づく審査委員会の設置手続

公の施設の指定管理者候補者や福祉施設等の整備運営の事業候補者、専門性、技術力、企画力等を必要とする委託業務において、その目的又は性質が競争入札に適さないものについては、民間事業者等から企画提案等を募集し、総合的に審査・評価する、いわゆる「プロポーザル方式」による事業実施があります。

このプロポーザル方式の実施については、「指定管理者制度に関する指針」や「プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」において、それぞれ審査委員会を設置することが定められていますが、当該審査委員会が外部の者を構成員とし、企画提案等を審査・評価する場合は、附属機関に該当することから、本市では、プロポーザル審査委員会条例を根拠として、審査委員会を設置することとし

ます。

審査委員会は、必要に応じて事務を所管する担当課において設置要綱を定め、設置することとなりますが、設置手続は、懇談会等における手続と同様で、設置要綱については、P.23の参考資料「プロポーザル審査委員会設置要綱（案）」を参照してください。

(2) プロポーザル審査委員会の運営について

プロポーザル審査委員会は、条例に基づく附属機関であることから、原則として附属機関における会議の運営方法と同様となりますが、業務内容の専門性及び特殊性から、指針等の適用対象外となります。

ただし、会議公開の原則の趣旨に則り、事業者等の選定又は特定後、当該審査委員会のページを作成し、不開示情報を除く会議資料及び会議録を公開することとしてください。

8 附属機関の委員報酬及び懇談会等の参加者謝礼等について

附属機関の委員報酬及び懇談会等の参加者謝礼については、『附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準』を定め、会議の業務内容や趣旨、役割等を総合的に勘案し、社会経済情勢に合った適正な金額となるよう不断の見直しを行うこととされています。

(1) 附属機関の委員報酬について

① 報酬支給額

附属機関の委員報酬については、「生駒市の特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例」において、報酬額が定められています。

委員の区分	支給額
学識経験のある者として選任された委員（学識経験者）	日額 14,000円
上記以外の委員	日額 5,000円

② 支給区分の設定

個々の委員ごとに、「学識経験者」、「その他の委員」、「不支給」を区分し、「附属機関及び懇談会等の区分設定表」に記入した上で、市長の決裁により、報酬額を決定してください（「不支給」には、市議会議員を含みます。）。なお、決裁後、「附属機関及び懇談会等の区分設定表」（P.33参考資料参照）を総務課法制係までグループウェアのメールで報告してください。

(2) 附属機関の委員への費用弁償について

附属機関の委員への費用弁償については、「生駒市の特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する基準」(P.47参考資料参照)に基づき、下記に該当する場合は、会議の出席等に要した費用弁償(旅費)を支給することとなります。

- ① 住所、居所又は勤務先の最寄駅から会議又は勤務をする場所の最寄駅まで、鉄道の営業キロで最も経済的かつ合理的と認められる経路での算出距離が、片道100km以上であるとき。(ただし、住所、居所又は勤務先が異なる場合は、生駒市役所に1番近い場所を距離算定の場所とする。)
- ② 報酬を辞退した場合
- ③ 会議運営等の都合により、公共交通機関での帰宅等が困難な場合
- ④ その他市長が上記に準ずると認める場合

なお、③及び④に該当する場合は、**人事課長**と協議(合議)の上、原則として市長決裁により当該委員に対する費用弁償の支給を決定してください。

(3) 懇談会等の参加者謝礼について

① 謝礼支給額

懇談会等の参加者謝礼について、基準額は附属機関の委員報酬と同様ですが、下記のとおり、**基準の範囲内**で適正な金額設定になるよう各所管課において精査、判断してください。

参加者の区分	支給額の基準
学識経験のある者として依頼された参加者(学識経験者)	日額 14,000円以内
その他の参加者	日額 5,000円以内

② 支給区分の設定

附属機関の委員と同様、個々の参加者ごとに支給区分を設定し、「附属機関及び懇談会等の区分設定表」に記入した上で、参加依頼の起案と併せて市長の決裁により、謝礼額を決定してください。なお、決裁後、「附属機関及び懇談会等の区分設定表」(P.33参考資料参照)を総務課法制係までグループウェアのメールで報告してください。

(4) 懇談会等の参加者への旅費の支給について

懇談会等の参加者に対する旅費については、「生駒市の特別職の職員で非常勤のものの費用弁償に関する基準」を準用し、上記(2)と同様の取扱としますので、上記(2)の③及び④に該当する場合は、**人事課長**と協議(合議)の上、原則として市長決裁により当該参加者に対する旅費の金額を決定してください。

なお、支給にあたっては、旅費の費目で支給するのではなく、報償費の費目で謝礼に旅費相当額を加算する方法で支給してください。

9 附属機関及び懇談会等の廃止について

附属機関及び懇談会等の会議が形骸化し、活発な活動がなされていないものを長期間開催し続けることは、効率的な会議運営の観点から、好ましいものではありません。

そこで、指針において、次に掲げる事項に該当するものは廃止を検討することとしており、市長を本部長とする生駒市行政経営会議において3年ごとに各附属機関及び懇談会等の必要性について、再検討することとしています。

- ① 所期の目的を達成したもの
- ② 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- ③ 実質的な審議が行われないなど活動が著しく不活発なもの
- ④ 目的及び事務が他の附属機関及び懇談会等と類似し、又は重複しているもの
- ⑤ 他の行政手段により代替可能なもの
- ⑥ その他市行政の簡素、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

(1) 附属機関の廃止について

附属機関は、条例に基づき設置していることから、その廃止に当たっては、設置条例を廃止する条例案を市議会へ上程する必要があります。このことから、廃止する時期については、市議会の会期日程を考慮し、設定してください。また、廃止に当たっては、秘書課長及び総務課長に協議（合議）してください。

(2) 懇談会等の廃止について

懇談会等については、開催要綱において、できる限り開催期間を明示することとしていることから、定められた期間以後は当該懇談会等は終了することとなりますが、開催期間内に目的等が達成された場合は、速やかに開催要綱の廃止の手続きをし、懇談会等を廃止してください。

(3) 附属機関又は懇談会等の廃止後の市民への情報提供

附属機関又は懇談会等の廃止後は、審議会等のHPに記載されている当該附属機関又は懇談会等を「審議を終えた附属機関及び懇談会等」の一覧へと移動させる必要がありますので、総務課法制係まで連絡してください。

【参考資料】

生駒市○○○○委員会条例（案）

（設置）

設置する目的を記入
してください。

第1条 社会経済情勢に適応した○○○○○○を推進するため、生駒市○○○○委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、○○○○の諮問に応じ、○○○○の推進に関し必要な事項を調査審議する。

執行機関名を記載してくださ
い。

（組織）

第3条 委員会は、委員○○人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから○○○○が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) ○○○○
- (3)
- (4) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議

長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第8条 委員会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、〇〇〇〇が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

〇〇〇〇に係る生駒市プロポーザル審査委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、生駒市プロポーザル審査委員会条例（平成24年10月生駒市条例第35号）第9条の規定に基づき、〇〇〇〇に係る生駒市プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

業務名等を記入してください。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 〇〇〇〇に係る指定管理者候補者（受託候補者）を選定（特定）するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の選定（特定）に関すること。
- (4) その他指定管理者候補者（受託候補者）の選定（特定）に関し、〇〇〇〇

が必要と認める事項

執行機関名を記入してください。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 〇〇〇〇士

具体的な職種等を規定してください。

- (2) 〇〇〇〇部長

- (3) 〇〇〇〇課長

- (4) 〇〇〇〇

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、〇〇〇〇（所管課）において処理する。

（施行の細目）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。
- 2 この要綱は、〇〇〇〇（施設名又は業務名）に係る指定管理者候補者（受託候補者）の選定（特定）が行われたときに、その効力を失う。

【懇談会等の開催要綱参考例】

生駒市行政改革推進懇話会開催要綱（案）

「設置」等の用語は用いない。

（趣旨）

第1条 本市における行政改革の推進に当たり、外部の視点からの意見又は助言を求め、生駒市行政改革推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

「所掌事務」、「審議」、「答申」、「審査」、「調査」等の用語は用いない。

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革に関する基本的な方針に関すること。
 - (2) 行政改革の進捗状況に関すること。
 - (3) その他行政改革の推進に関し市長が意見を求める必要があると認める事項
- （参加者）

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 公募市民
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会への参加を求めるものとする。

（運営）

定足数及び採決の方法・要件等は、定めない。

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（分科会）

第●条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

（開催期間）

可能な限り、開催期間を明らかにする。

第●条 懇話会の開催期間は、●年間を目途とする。

（庶務）

第5条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

（施行の細目）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年●月●日から施行する。

附属機関の委員及び懇談会等の参加者の重複選任（参加）理由書

会議内容	名 称	
	設置（開催）年月日	
	設置（開催）目的	
重複状況等	重複選任（参加） 対象者氏名	
	対象者が現在就任（参加） している会議名称	・ ・
重複理由	<input type="checkbox"/> 対象者が有する特定分野の知識、経験等が必要であるため	
	<input type="checkbox"/> 団体代表としての選任（参加）であり、団体の人員構成上、他に適当な人材が得られないため	
	<input type="checkbox"/> 継続性が求められる事業であり、引き続き選任（参加）することが、当該事業の円滑な遂行に不可欠であるため	
具体的な重複選任（参加）理由		

生 ○ 第 ○ 号
平成○○年○月○日

○ ○ ○ ○ 様

○ ○ ○ ○

「生駒市○○○○懇談会」への参加について（お願い）

平素は、本市行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市におきましては、○○○○の推進のため、新たに○○○○事業の検討を現在進めており、平成○○年度から本事業を実施させていただきたいと考えております。

これに先立ち、本事業の円滑な実施に向けて、学識経験者や市民代表の方々等のご意見等を広くお聞かせいただくため、この度、「生駒市○○○○懇談会」を開催させていただくこととなりました。

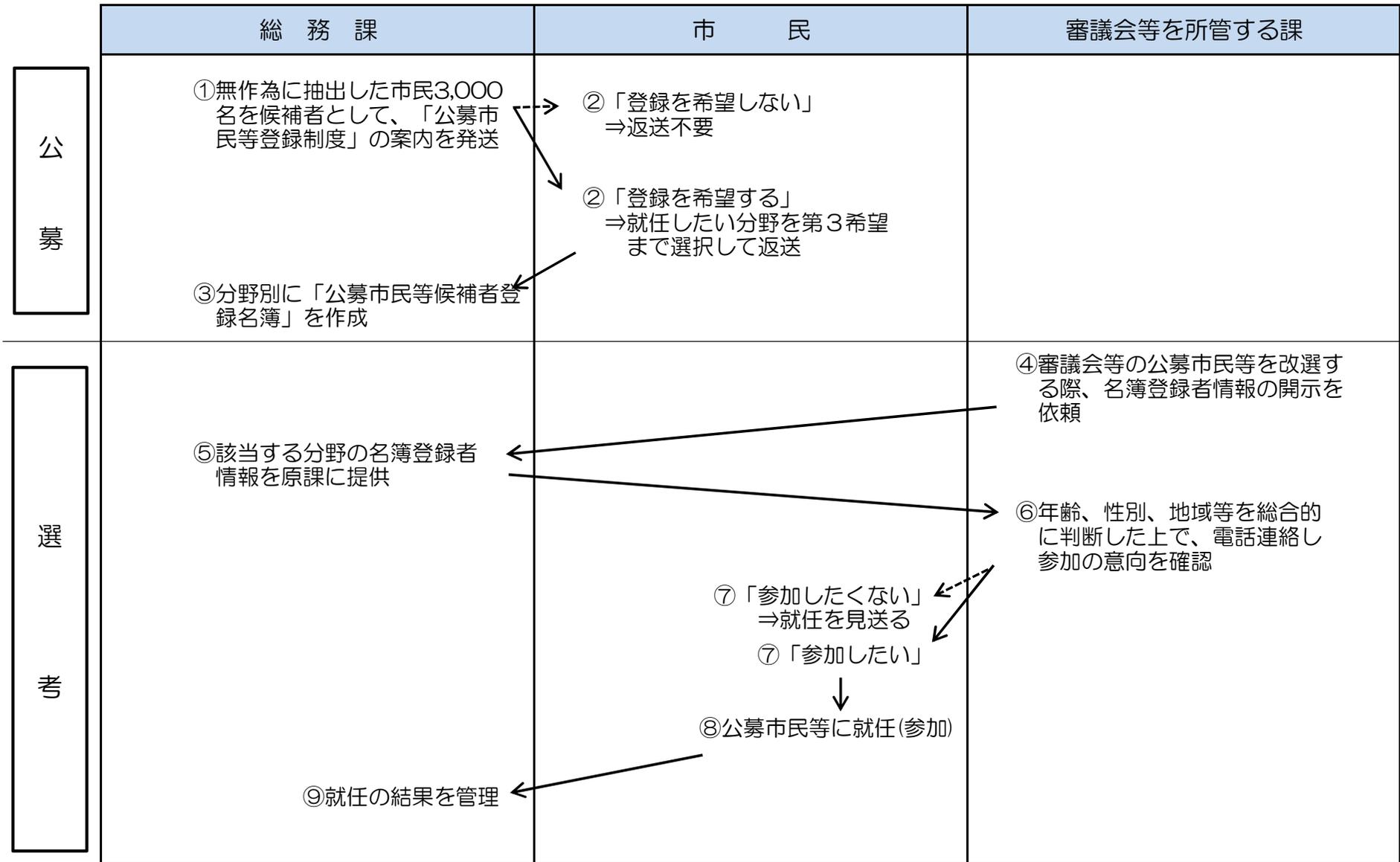
つきましては、貴殿に本懇談会へご参加を賜りたく存じますので、公私ご多忙のところ誠に恐縮ですが、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

【担当】

生駒市○○○○課

電話 0743-74-1111（内線○○○）

公募市民等就任(参加)までの流れ



事 務 連 絡
平成 年 月 日

総 務 課 長 様

● ● ● ● 課 長

公募市民等無作為抽出型登録制度による
名簿登録者情報の提供について(依頼)

このことについて、下記のとおり名簿登録者情報の提供を依頼します。

記

担 当 部 課 名	部 課 (係 担当者 : 内線 :)	
名簿登録者 情報を利用 する事業名	名 称	
	種 別	1 附属機関 2 懇談会等 3 その他 ()
提供を希望する分野 (該当の番号に○)	1 市民協働及び人権 2 行政経営及び防災 3 子育て及び教育 4 生涯学習及びスポーツ 5 環境及びごみ減量化 6 景観及びまちづくり 7 福祉、健康及び医療 8 産業及び観光	
任命日又は事業実施日	平成 年 月 日	
名簿から選任する人数	_____人 ※附属機関又は懇談会等の場合は以下も記入 今回選任する公募市民____人のうち、____人を名簿登録者から 選出。	
備 考		

生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生駒市自治基本条例（平成21年6月生駒市条例第20号）第39条の規定に基づき、市政への市民参画の機会を創出し、多様な市民の意見等を市政に反映させるため、公募市民等無作為抽出型登録制度（以下「登録制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第1条の2 市は、次に掲げる会議、事業等（以下「対象事業」という。）の市民の公募による委員、参加者等（以下「公募市民等」という。）について、登録制度により選任し又は参加等を依頼することができる。

- (1) 審議会等（附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行）第2条に規定する附属機関及び懇談会等をいう。）
- (2) ワークショップその他の市民から広く意見を聴くための事業
- (3) その他市が本要綱の目的を達成するために必要と認める事業

(公募市民等候補者の抽出)

第2条 公募市民等の候補とする者（以下「公募市民等候補者」という。）の抽出は、住民基本台帳法（昭和42年7月法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者で、当該抽出を行う日の属する年度の4月1日現在における18歳以上の者のうちから、無作為に行うものとする。

2 無作為に抽出する公募市民等候補者の数は、別に定める。

(公募市民等候補者への通知)

第3条 市は、前条の規定により抽出された者に対して、公募市民等候補者になった旨を通知するものとする。

(公募市民等候補者登録名簿への登録の応募等)

第4条 前条の規定により通知を受けた公募市民等候補者は、公募市民等候補者

登録名簿（以下「登録名簿」という。）への登録を申し込むことができる。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国会議員並びに地方公共団体の長及び議員
- (2) 市職員（非常勤の特別職に属する職員を除く。）

2 公募市民等候補者は、本人の意思に基づき、次に掲げるもののうちから、参加を希望する対象事業の分野を3分野以内で選択し、市に登録名簿への登録を申し込むものとする。

- (1) 市民協働及び人権
- (2) 行政経営及び防災
- (3) 子育て及び教育
- (4) 生涯学習及びスポーツ
- (5) 環境及びごみ減量化
- (6) 景観及びまちづくり
- (7) 福祉、健康及び医療
- (8) 産業及び観光

（登録名簿への登録）

第5条 市は、前条に基づく登録名簿への登録の申込があったときは、その者を公募市民等候補者登録名簿登録者（以下「名簿登録者」という。）として登録名簿へ登録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公募市民等候補者が、第4条第1項ただし書き各号の規定に抵触する場合は、登録名簿へ登録しないものとする。

3 登録名簿への登録期間は、第1項に規定する登録の日から2年以内とする。

（名簿登録者の情報提供）

第6条 対象事業の事務を所管する課（以下「所管課」という。）は、登録制度により公募市民等を選任しようとするとき又は公募市民等に参加等を依頼しようとするときは、登録制度を所管する課に名簿登録者に関する情報（以下「名簿

登録者情報」という。)を提供するよう依頼しなければならない。

- 2 登録制度を所管する課は、前項の規定による依頼を受けたときは、名簿登録者情報を所管課に提供するものとする。

(選考)

第7条 所管課は、前条第2項の規定により名簿登録者情報の提供を受けたときは、当該名簿登録者に対し、当該対象事業の目的、概要等の必要な説明を行い、当該対象事業への参加の意向を確認するものとする。

- 2 所管課は、前項の規定による確認の結果、当該対象事業への参加を希望する名簿登録者がいるときは、次に掲げる方法の全部又は一部を用いて選考することができる。

(1) 小論文による選考

(2) 面接による選考

(3) その他市が適当と認める選考

(個人情報取扱)

第8条 市は、公募市民等候補者の情報及び名簿登録者情報について、生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)の規定に基づき、適正に取り扱い、登録制度の目的以外に利用してはならない。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録制度に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附属機関及び懇談会等の区分設定表

名 称		所 属				
No	区分	附属機関及び懇談会等での役職	氏 名	選出母体等	選出母体等での役職	報酬(謝礼)額 日額(円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※「区分」: 1学識経験者 2市議会議員 3団体代表 4公募市民 5市職員 6市以外の行政機関職員 7その他

附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の市政参加を促進し、本市の附属機関及び懇談会等の公平性及び透明性を確保するとともに、その設置及び運営等の効率化を図るため、附属機関及び懇談会等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により本市が設置する機関
- (2) 懇談会等 専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、個別の要綱等により開催する会合（本市の職員のみを構成員としたものその他この指針の対象をすることが不適当なものを除く。）

(附属機関の設置に係る留意事項)

第3条 附属機関を新たに設置する場合は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 既存の附属機関及び懇談会等の活用、公聴会、関係団体の意見聴取その他の方法による対応が可能かどうかを十分に検討すること。
- (2) 委員の数は、必要最小限とし、法令に定めがある場合その他特別の理由がある場合は除き、15人以内とすること。
- (3) 設置目的が臨時的な附属機関については、設置期限を明示すること。

(附属機関の委員の選任に係る留意事項)

第4条 附属機関の委員を選任する場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 常に新しい人材を確保するため、公募等多様な手法を用いるように努めること。
- (2) 附属機関の第三者機関としての位置付けを踏まえ、法令等に定めがある場合、市民団体等の代表として推薦があった場合、公募委員として選任する場合その他特別の理由がある場合を除き、次に掲げる者を選任しないこと。

ア 市議会議員

イ 職員（非常勤の特別職に属する職員を除く。）

- (3) 原則として同一人を3以上の附属機関の委員に重複して選任しないこと。
- (4) 市民団体等を代表する者の参加を得るため、当該団体等に委員の推薦を依頼

する場合にあっては、他の附属機関と重複しないよう配慮の要請をするものとする。ただし、専門的な知識又は経験等を必要とし、他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

- (5) 委員については、女性や若年層の選任を積極的に図るものとし、特に次に掲げる事項に留意すること。

ア 女性の委員の比率については、各附属機関につき40パーセント以上を目標とする。

イ 75歳未満の選任に積極的に努めるものとする。

- (6) 委員を再任する場合は、その通算の在任期間が3期又は10年を超えてはならない。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当な人材が得られない場合は、この限りでない。

- (7) 前各号に定めるもののほか、委員の選任に当たっては、附属機関の設置目的、所掌事項等に応じ、地域の均衡、国籍等に配慮した委員構成となるように努めなければならない。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 附属機関の委員の報酬の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）（以下「報酬条例」という。）に基づき、支給するものとする。

- 2 委員が会議等に出席する場合において、報酬条例に基づき費用弁償を支給する基準は、別に定める。

(委員の公募)

第6条 附属機関の委員の選任に当たっては、市民参加の推進を図るため、公募による委員の選任枠を設けるものとする。ただし、その設置目的、審議内容等から公募が適当でない場合は、この限りでない。

- 2 公募により委員を選任する場合は、その選任方法に公平、公正を期すとともに、応募者の意欲、知識等を考慮し、選考するものとする。ただし、生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日施行）に基づき委員を選任する場合は、この限りでない。

- 3 前2項に定めるもののほか、委員の公募に関する取扱いの基準は、別に定める。

(附属機関の運営に係る留意事項)

第7条 附属機関の運営に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関の審議が形骸化し、行政側からの報告が審議の主になるようなことがないように、効果的な運営を図ること。
- (2) 会議の資料を事前に配布するなど、委員が意見を述べるための十分な準備が

できるように配慮するとともに、会議を欠席する委員に対しても必要に応じてあらかじめ意見を求めるなどの方法により、審議の活性化を図ること。

(3) 会議の開催時期や開催時間の設定を工夫するなど、委員が附属機関の会議に参加しやすい環境の整備について配慮すること。

(懇談会等の名称の制限)

第8条 懇談会等は、審査会、審議会、調査会等附属機関との誤解を招く名称を用いてはならない。

(懇談会等の開催に係る留意事項)

第9条 懇談会等を新たに開催する場合は、第3条の規定に十分配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しつつ、開催要綱を定めるものとする。

(1) 懇談会、懇話会、研究会等の名称を用いてその会議の性格を明らかにすること。

(2) 「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関との誤解を招く事項を規定してはならないこと。

(3) 参加者の定数や定足数などの合議体としての組織であるとの誤解を招く事項を規定してはならないこと。

(4) 開催要綱等において開催期間を明示すること。

(5) 懇談会等の参加者から聴取した意見等については、答申、建議、報告書等附属機関の審議結果と受け取られるような意見の集約を行わないこと。

(懇談会等の参加者の参加依頼等に係る留意事項)

第10条 懇談会等については、参加者に対しては参加依頼を行い、委嘱は行わないこととし、第4条、第6条、第7条及び第12条の規定の趣旨に従い参加者に参加依頼し、会議を運営するものとする。

(参加者の謝礼及び旅費)

第11条 参加者の謝礼の額は、別に定める基準に基づき、懇談会等の開催目的、意見を求める事項、参加者の資格要件、他市の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するものとする。

2 参加者が会議等に出席する場合において旅費を支給する基準は、別に定める。

(会議の公開等)

第12条 附属機関及び市は、会議の開催の周知、会議の公開、会議結果の公表等に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等の会議の公開等に関する取扱いの基準は、別に定める。

3 附属機関は、審議に当たり、市民からの意見募集、公聴会の開催等の方法によ

り、市民の意向が反映されるよう努めるものとする。

(経常的な見直し)

第13条 既に設置されている附属機関及び懇談会等で、次の各号のいずれかに該当する場合には、廃止を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により必要性が低下したもの
- (3) 実質的な審議が行われないなど活動が著しく不活発なもの
- (4) 目的及び事務が他の附属機関及び懇談会等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の行政手段により代替可能なもの
- (6) その他市行政の簡素、効率化の見地から廃止又は統合が望ましいもの

2 既に設置されている附属機関及び懇談会等については、前項に掲げる視点に照らし、生駒市行政経営会議において、3年ごとにその必要性を再検討するものとする。

(協議)

第14条 附属機関及び懇談会等を所管する課の長(以下「所管課長」という。)は、新たに附属機関を設置し、又は懇談会等を開催しようとするときは、あらかじめ人事課長及び総務課長に協議しなければならない。

2 所管課長は、附属機関を廃止しようとするときは、あらかじめ秘書課長及び総務課長に協議しなければならない。

3 所管課長は、委員を選任し、又は参加者に対して新たに参加依頼しようとするときは、あらかじめ秘書課長及び人事課長に協議しなければならない。

4 所管課長は、委員を解任し、又は参加者の参加を中止しようとするときは、あらかじめ秘書課長に協議しなければならない。

(指針の管理)

第15条 この指針の管理は、総務課において行うものとする。

(その他)

第16条 この指針により難しい特別の事情がある場合又はこの指針に定めのない事項で疑義がある場合は、事前に総務課に協議するものとする。

附 則

1 この指針は、平成24年10月9日から施行する。

2 附属機関等の設置及び運営に関する取扱指針(平成20年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この指針は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行）第6条第3項及び第10条の規定に基づき、附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の委員の公募の基準)

第2条 附属機関を新たに設置し、又は附属機関の委員を改選するに当たっては、委員の一部を公募により選任するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、この限りではない。

- (1) 委員の資格が法令等により制限されている附属機関
- (2) 委員に対し特に専門的な知識、技能等を要求される附属機関
- (3) 行政処分、不服審査等に関する事項を取り扱う附属機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関の設置目的、所掌事項等に照らして委員の公募が適当でないと認められる附属機関

(公募委員の比率)

第3条 委員を公募する場合における公募委員の比率は、当該附属機関の委員の定数の20パーセント以上とすることを目標とする。

(公募の方法)

第4条 委員の公募に当たっては、公募による委員の選任枠（以下「公募委員選任枠」という。）のうち、少なくとも1名以上の者を生駒市公募市民等無作為抽出型登録制度実施要綱（平成25年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく方法（以下「登録制度」という。）で選任しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、登録制度を用いることなく、公募委員選任枠の全部又は一部について、次条に定めるところにより選任できるものとする。

- (1) 登録制度を用いてもなお選任した委員数が公募委員選任枠に満たないとき。
- (2) 附属機関の設置目的、所掌事項等に照らして登録制度を用いることが適当でないと認められるとき。
- (3) 公募委員の選考に当たって、地域の均衡、年齢、性別等に特段の配慮が必要と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、登録制度を用いることなく、公募委員を選任する必要があると認められるとき。

3 委員の公募を実施した場合において、参加を希望する者がなかったとき、応募

者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず委員を選任することができるものとする。

(登録制度によらない公募の方法等)

第5条 登録制度によることなく、公募委員を選任するに当たっては、次条から第9条までに定めるところにより選任するものとする。

(応募資格)

第6条 公募委員に応募することができる者は、原則として市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者とする。

(公募の方法)

第7条 公募は、委員の選任予定日の少なくとも1月前までに、市の広報紙及びホームページへの掲載その他の方法により、次に掲げる事項を記載した募集要項を周知することにより行うものとする。

- (1) 附属機関の名称
- (2) 附属機関の所掌事務又は活動内容
- (3) 公募する委員の数
- (4) 任期
- (5) 会議の開催予定
- (6) 応募資格及び応募するための条件
- (7) 報酬の金額
- (8) 応募方法及び応募期間
- (9) 選考方法
- (10) 選考結果の通知方法
- (11) その他必要な事項

2 応募期間は、2週間以上とするものとする。

(選考方法)

第8条 公募委員の選考は、原則として担当部内に選考委員会を設置し、附属機関の設置目的等を考慮の上、次に掲げる方法の全部又は一部を用いて行うものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他執行機関が適当と認める選考

2 附属機関を所管する課(課に相当するものを含む。)の長は、公募委員の選考を行うに当たっては、選考方法、選考基準その他選考に関し必要な事項を定めた選考要領を作成するものとする。

(選考結果の通知)

第9条 公募委員を選考したときは、応募者全員に、選考結果について速やかに通知するものとする。

(懇談会等の参加者の公募)

第10条 懇談会等の参加者の公募については、この基準に定める事項に十分配慮し、実施しなければならないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 附属機関等の委員の公募に関する基準(平成20年4月1日施行)は廃止する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附属機関の委員及び懇談会等の参加者の公募に関する基準第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、実施要綱第5条第1項に規定する公募市民候補者登録名簿への登録の日(以下「登録日」という。)から適用し、登録日前に行う公募の方法は、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成30年5月8日から施行する。

附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行）第12条第2項の規定に基づき、同指針第2条に規定する附属機関及び懇談会等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 附属機関及び懇談会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例等により会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において生駒市情報公開条例（平成20年9月生駒市条例第31号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 附属機関の会議の公開又は非公開の決定は、附属機関の長が、当該附属機関の会議に諮って行うものとする。

2 懇談会等の会議の公開又は非公開の決定は、市が行うものとする。

3 附属機関及び市（以下「附属機関等」という。）は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第4条 附属機関及び懇談会等の会議の公開は、傍聴により行うこととし、原則として次の要領により行うものとする。

- (1) 傍聴を認める者の定員を会議の開催場所等に応じてあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関等の席を設けるものとする。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えたときは、先着順により傍聴を認める者を決定するものとする。
- (3) 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で、傍聴を希望する者が定員を超える場合は、抽選を行うものとする。
- (4) 傍聴者は、次に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

ア 拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。

イ 私語、雑談、または騒ぎ立てる等、会議の妨害をしないこと。

ウ みだりに席を離れないこと。

エ ゼッケン、たすき等を着用したり、または旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。

オ ビラ、ポスターその他これらに類するものをまき、配布し、又は掲示する行為をしないこと。

カ 飲食及び喫煙をしないこと。

キ 許可なく写真撮影、録画、録音等をしないこと。

ク その他会議の支障となる行為をしないこと。

(会議資料の配付等)

第5条 附属機関等は、傍聴者に会議資料（不開示情報が記載されている部分を除く。以下同じ。）を無償で配布するものとする。ただし、会議資料が相当量に及ぶ場合又はその作成に相当の経費を要する場合は、当該会議資料を閲覧に供することができる。

(会議の周知)

第6条 附属機関等は、会議について、次に掲げる事項を原則として会議開催日の1週間前までに当該附属機関及び懇談会等の担当課での備付け、市のホームページへの掲載その他適切な方法により周知するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 公開、非公開の別
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴の手続き
- (5) 問い合わせ先
- (6) その他必要な事項

(会議録の作成及び公表)

第7条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席者（事務局を含む。）
- (4) 議題
- (5) 会議の公開、非公開の別及び傍聴者の数
- (6) 会議内容の要旨
- (7) その他必要な事項

- 3 附属機関等は公開した会議の会議録について、当該附属機関及び懇談会等の担当課での備付け、市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 附属機関等の会議の公開に関する基準(平成20年4月1日施行)は廃止する。

附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針（平成24年10月9日施行。以下「指針」という。）第5条及び第11条の規定に基づき、附属機関の委員の報酬及び費用弁償並びに懇談会等の参加者の謝礼及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び謝礼の基本方針)

第2条 附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼の額は、当該附属機関及び懇談会等の目的及び業務内容、当該委員及び参加者の選考趣旨及び役割、他市の状況等を総合的に勘案しながら適切に設定するとともに、社会経済情勢の変化、当該附属機関及び懇談会等の活動状況等を踏まえ、その額が適正であるかどうかについて不断の見直しを行わなければならない。

(報酬及び謝礼の基準)

第3条 附属機関（指針第2条第1号に規定する機関をいう。）の委員に支給する報酬の額は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）に定めるところによる。

2 懇談会等（指針第2条第2号に規定する会合をいう。）の参加者に支給する謝礼の額の基準は、次の表に定めるところとする。ただし、市議会議員にあっては、謝礼を支給しないものとする。

参加者の区分	支給額の基準
学識経験のある者として依頼された参加者 (以下「学識経験者」という。)	日額 14,000円以内
その他の参加者	日額 5,000円以内

(報酬及び謝礼の額等の決定)

第4条 附属機関の委員に支給する報酬及び懇談会等の参加者に支給する謝礼の額は、次に掲げる事項について、附属機関及び懇談会等ごとに決定権者が市長と協議の上、決定するものとする。

(1) 各委員及び各参加者に適用する区分

(2) 区分ごとの報酬及び謝礼の支給額

(参加者の区分の基準)

第5条 第3条第2項の表に掲げる参加者の区分の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学識経験者とは、当該懇談会等の目的、意見等を求める事項等に応じ、学術・技術上の研究及び特定の業務に関する深い専門知識又は経験に着目して参加を依頼される者をいい、大学の教授又は准教授、医師、弁護士、公認会

計士等の職にある者（資格を有する者）のほか、活動の経歴、実績等によりこれに相当する識見を有するものと認められる者が想定されるものであること。

- (2) その他の参加者とは、前号に規定する者以外の参加者で、まちづくりの主権者、担い手として参画し、公正な行政執行の確保を目的として客観的で中立の立場からの意見を求めること、行政運営への市民参加を促進し、市政に市民の意思を十分反映させること等を主眼として参加を依頼される者をいい、各種団体等の代表として参加を依頼される者、公募参加者として参加を依頼される者等が想定されるものであること。

（費用弁償及び旅費の基準）

第6条 附属機関の委員が会議等に出席する場合における費用弁償の支給は、生駒市の特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する基準（平成25年1月1日施行）の定めるところによる。

- 2 前項の規定は、懇談会等の参加者が会議等に出席する場合における旅費の支給について準用する。

附 則

- 1 この基準は、平成24年10月9日から施行する。
- 2 この基準の施行の際現に附属機関の委員その他の構成員である者の報酬については、附属機関の委員の報酬及び懇談会等の参加者の謝礼に関する基準の規定にかかわらず、平成25年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 3 附属機関等の委員の報酬等に関する基準（平成20年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

生駒市の特別職の職員で非常勤のもの費用弁償に関する基準

(趣旨)

第1条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月生駒市条例第12号)第5条の規定に基づき、非常勤特別職員の費用弁償の範囲を定めるものとする。

(費用弁償の基準)

第2条 生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第5条第3項に規定する市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 住所、居所又は勤務先の最寄駅から会議又は勤務をする場所の最寄駅まで、鉄道の営業キロで最も経済的かつ合理的と認められる経路での算出距離が、片道100キロメートル以上であるとき。ただし、住所、居所又は勤務先が異なる場合は、生駒市役所に1番近い場所を距離算定の場所とする。
- (2) 報酬を辞退した場合
- (3) 会議運営等の都合により、公共交通機関での帰宅等が困難な場合
- (4) その他前3号に準ずると市長が認める場合

(費用弁償の額)

第3条 前条の規定により費用弁償を受ける者の支給額及び支給方法は特別職の職員で常勤のもの通勤手当の支給の例による。

(委任)

第4条 この基準の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年1月1日から施行する。



附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引

生駒市 総務部 総務課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8番38号

電話：0743-74-1111（代表） FAX：0743-74-9100

<http://www.city.ikoma.lg.jp/>